

# 平成29年3月雪崩等に係る関係省庁災害対策会議

## 議 事 次 第

日時：平成29年3月29日（水）10：00～

場所：合同庁舎8号館3階 災害対策本部会議室

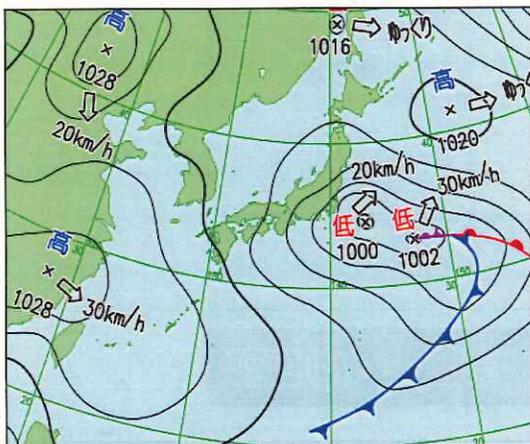
1. 松本内閣府特命担当大臣（防災）挨拶
2. 被害状況及び各省庁の対応状況
3. その他

# 栃木県那須町の3月27日の気象状況について

○27日(月)は、低気圧が関東の南海上を発達しながら北東へ進み、さらに上空に寒気が流れ込んだため、栃木県の山地では大雪となった。

○栃木県那須高原では、27日(月)1時から10時までの降雪量が34センチに達し、短い時間にまとまった降雪となった。

○実況天気図(3月27日9時)



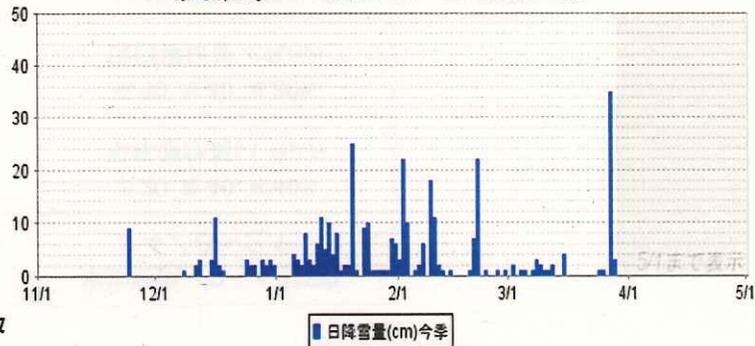
○那須町の降雪等に関する注意報発表状況

3月26日10時32分  
大雪、なだれ、着雪注意報を発表

3月27日14時22分  
大雪、着雪注意報を解除、なだれ注意報を継続

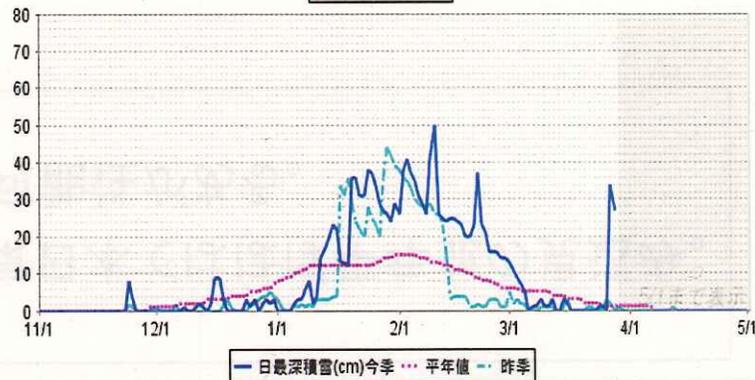
※3月29日09時現在、なだれ注意報を継続中

○今冬のアメダス那須高原の観測データ  
那須高原 2016/11/1~2017/3/28 9時



○3月27日のアメダス那須高原の観測データ

時刻	気温	降水量	風向	風速	日照時間	積雪深
時	℃	mm	16方位	m/s	h	cm
1	0.3	1.5	北	3.3		0
2	0.0	1.5	北	2.8		3
3	-0.2	2.5	北	0.9		11
4	-0.3	2.0	静穏	0.0	0.0	15
5	-0.3	2.5	静穏	0.0	0.0	18
6	-0.5	3.0	×	×	0.0	24
7	-0.5	2.5	×	×	0.0	28
8	-0.3	2.5	×	×	0.0	31
9	0.2	1.0	×	×	0.0	33
10	0.5	3.5	×	×	0.0	34
11	0.7	0.0	北	4.0	0.0	34



# 今後の見通しについて

- 向こう1か月の気温は、北日本では平年より高く、東日本ではほぼ平年並の見込み。
- 今後も、なだれに注意が必要な気象状況が生じる可能性がある。

## 週別の平均気温

	平均気温 (1 週目) 3/25~31	平均気温 (2 週目) 4/1~7	平均気温 (3~4 週目) 4/8~21
北日本	低 20 並 30 高 50% 高い見込み	低 20 並 30 高 50% 高い見込み	低 20 並 40 高 40% 平年並か高い見込み
東日本	低 40 並 40 高 20% 平年並か低い見込み	低 20 並 50 高 30% 平年並の見込み	低 30 並 40 高 30% ほぼ平年並の見込み
西日本	低 50 並 30 高 20% 低い見込み	低 20 並 50 高 30% 平年並の見込み	低 30 並 40 高 30% ほぼ平年並の見込み
沖縄・奄美	低 80 並 10 高 10% 低い見込み	低 40 並 40 高 20% 平年並か低い見込み	低 40 並 30 高 30% ほぼ平年並の見込み
数値は予想される 出現確率です	<p>平均気温 (1 週目)</p> <p>北日本 西日本 東日本 沖縄・奄美</p> <p>低い確率 (%) 50 40 以上 平年並か40% 高い確率 (%) 40 50 以上</p>	<p>平均気温 (2 週目)</p> <p>北日本 西日本 東日本 沖縄・奄美</p> <p>低い確率 (%) 50 40 以上 平年並か40% 高い確率 (%) 40 50 以上</p>	<p>平均気温 (3~4 週目)</p> <p>北日本 西日本 東日本 沖縄・奄美</p> <p>低い確率 (%) 50 40 以上 平年並か40% 高い確率 (%) 40 50 以上</p>

## 栃木県那須町での雪崩について（第8報）

（これは速報であり、数値等は今後も変わることがある。）

平成29年3月28日（火）18時40分

消 防 庁 応 急 対 策 室

※下線部は前回からの変更点

### 1 事故発生場所

栃木県那須郡那須町大字湯本字那須岳国有林内 那須温泉ファミリースキー場付近

### 2 事故発生日時

平成29年3月27日（月）8時30分（推定）

### 3 事故の発生状況（栃木県情報）

3月27日9時20分、那須温泉ファミリースキー場で雪崩が発生したとの110番通報（登山研修中の高校生等が雪崩に巻き込まれたもの）

### 4 人的被害の状況

死者 8名（男性教員1名、男子生徒7名）

重傷 2名

軽傷 38名

※ 高校関係の入山者は48名（生徒40名、教員8名）、他に入山しなかった高校関係者14名（うち生徒11名）

※ 行方不明者なし

### 5 地方公共団体における災害対策本部等の設置状況

#### 【栃木県】

栃木県：3月27日 10時00分 栃木県災害警戒本部設置

→3月28日 18時00分 廃止

那須町：3月27日 9時50分 那須町災害対策本部設置

→3月28日 16時50分 廃止

### 6 消防機関等の活動

・ 雪中の要救助者の救助活動を実施。自力下山が出来ない入山者の下山支援及び負傷者の救護活動等を実施（3月27日）

・ 無人ヘリによる上空からの救助活動現場の確認を実施（3月28日）

#### （1）地元消防機関の活動

3月27日 9時22分 那須地区消防組合消防本部覚知

→18隊52名が出動

17時10分 栃木県消防防災航空隊が出動（負傷者の医療機関への搬送）

3月28日 9時00分 無人ヘリによる上空からの救助活動現場の確認を実施（2隊6名）

#### （2）県内消防応援等の活動

3月27日 10時44分 県内消防応援を要請

→宇都宮市消防局、塩谷広域行政組合消防本部、南那須地区広域行政事務組合消防本部が出動（合計13隊54名）

(案)

消 防 災 第 43 号  
平成 29 年 3 月 29 日

関係都道府県消防防災主管部長 殿

消防庁国民保護・防災部防災課長

融雪出水期における防災態勢の強化について（通知）

融雪出水期における雪崩等への警戒避難態勢の強化については、既に「融雪出水期における防災態勢の強化について」（平成 29 年 3 月 8 日付け中央防災会議会長（内閣総理大臣）通知）をもって、防災態勢の一層の強化をお願いしたところです。

今般、栃木県那須町において、登山研修中の高校生等が雪崩に巻き込まれ、8 名が亡くなり、40 名が負傷するなどの被害が発生しました。

貴職におかれましては、先般発出した「融雪出水期における防災態勢の強化について」の通知の主旨を踏まえ、下記について特に徹底を図るとともに、貴管内市町村に改めて周知し、万全を期していただきますようお願いいたします。

記

1. 気象等に関する情報の収集・伝達の徹底

都道府県は、なだれ注意報、融雪注意報等の気象に関する情報に注意を払い、現地における融雪の状況等の迅速な把握に努めるとともに、雪崩等の発生のおそれのある場合は、住民、市町村、関係機関等に迅速に伝達し、注意喚起すること。また、必要に応じて、インターネット（ホームページ、SNS等）等により提供された情報を活用すること。

市町村は、住民等の安全確保のため、気象に関する情報や避難勧告等の防災情報について、多様な情報伝達手段を組み合わせ活用し、住民等に早い段階から確実に伝達すること。

2. 警戒避難態勢の強化

市町村は、関係機関と緊密な連携の下、災害の発生のおそれのある地域について、住民に周知徹底すること。また、関係機関と連携して情報収集し、気象情報及び融雪の状況、過去の災害事例等を勘案し、雪崩等により住民等の生命、身体に被害が及ぶおそれがあると判断したときは、遅滞なく避難勧告等を発令するなどにより、警戒避難態勢を強化すること。

### 3. 災害即応態勢の確立

雪崩等による被害が発生した場合には、被害規模に関する概括的情報などの被害情報を速やかに関係機関で共有し、都道府県及び市町村は相互に連携するとともに、国及び関係団体等とも連携して対応すること。

また、緊急消防援助隊や県内消防応援等の応援の要請及びその実施を迅速に行うため、あらかじめ関係機関との間で連絡先の確認及び点検を行うとともに、迅速かつ確実な各組織内部での情報共有・伝達方法の徹底や意思決定経路のルール等を定め周知徹底するなど、事前に所要の手續や要件等を確認しておくこと。

以上

<問い合わせ先>

消防庁国民保護・防災部防災課

担当：吉野係長、川久保事務官

電話：03-5253-7525

FAX：03-5253-7535

E-mail：bousaityousei@ml.soumu.go.jp

中 防 消 第 1 号  
平成 29 年 3 月 8 日

関係都道府県防災会議会長 殿

中央防災会議会長  
(内閣総理大臣)  
安 倍 晋 三

### 融雪出水期における防災態勢の強化について

貴殿におかれては、日頃から各般の施策を通じて災害対策の推進に御尽力いただいているところである。

今冬の雪害に対する防災態勢の強化については、既に「降積雪期における防災態勢の強化等について」（平成 28 年 12 月 16 日付け中央防災会議会長（内閣総理大臣）通知）をもって除雪中の事故防止対策の徹底等についてお願いしたところであるが、引き続き、人命の保護を第一として、その徹底に一層努められたい。

さらに、今後、融雪出水期を迎え、気温上昇に伴う雪崩及び落雪の発生や、融雪に伴う出水による河川の氾濫及び土砂災害が発生することが懸念される。今冬は、積雪が平年を上回っている地域もあり、融雪による地すべりによって被害が発生するおそれがあること等を踏まえ、関係機関と緊密な連携の下、特に下記の点に留意して防災態勢の一層の強化を図られたい。

なお、関係機関及び市町村防災会議に対し、周知徹底をお願いする。

### 記

#### 1. 気象等に関する情報の収集・伝達の徹底

都道府県は、なだれ注意報、融雪注意報等の気象に関する情報に注意を払い、現地における融雪の状況等の迅速な把握に努めるとともに、国に対し適時情報提供すること。気温上昇に伴う雪崩及び落雪の発生、融雪に伴う出水による河川の氾濫及び土砂災害の発生のおそれのある場合は、住民、市町村、関係機関等に迅速に伝達し、注意喚起すること。

また、必要に応じて、インターネット（ホームページ、SNS等）等により提供された情報を活用すること。

市町村は、住民等の安全確保のため、気象に関する情報や避難勧告等の防災情報の伝達に当たっては、地域の実情に応じ、防災行政無線、緊急速報メールを始め、マスメディアとの連携や、広報車、コミュニティFM、インターネット（ホームページ、SNS等）等の多様な情報伝達手段を組み合わせ活用し、住民等に確実に伝達するとともに、雪崩や土砂災害などの災害時に孤立するおそれのある地域においては、当該地域の住民と双方向の情報連絡手段の確

保について留意すること。

## 2. 警戒避難態勢の強化

市町村は、関係機関と緊密な連携の下、災害の発生のおそれのある地域について、改めて、危険箇所、避難路、指定緊急避難場所等を住民に周知徹底すること。また、関係機関と連携して情報収集し、気象情報及び融雪の状況、過去の災害事例等を勘案し、雪崩、河川の氾濫及び土砂災害により住民の生命、身体に被害が及ぶおそれがあると判断したときは、遅滞なく避難勧告等を発令すること。

都道府県は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第61条の2の規定に基づき、市町村長は、必要であると認めるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事に対して、避難勧告等に関する事項について助言を求めることができることを市町村に対し周知すること。また、助言を求められた都道府県知事は、その所掌事務に関し、必要な助言をすること。

## 3. 危険箇所等の巡視・点検の実施の徹底

雪崩、河川の氾濫及び土砂災害の発生するおそれのある危険箇所等については、既に危険防止の措置を講じた箇所も含めて、地形の特性、降積雪の状況、雪質の変化、過去の災害事例等を勘案して、重点的に巡視・点検を実施すること。

## 4. 要配慮者等への配慮

平常時より、市町村、消防機関、福祉関係機関等は、相互に連携し、高齢者等の要配慮者宅や要配慮者が利用する施設などの関連施設について、巡回等により状況を把握すること。特に、融雪出水期に備え、適切に情報の収集や提供を行い、必要に応じ、消防機関、自主防災組織、近隣居住者等との連携協力により、避難誘導を行う体制等の整備・点検及び避難の際の輸送手段の確保を行い、警戒避難態勢の強化に努めること。

また、平成28年台風第10号による水害では高齢者施設において、避難準備情報の意味するところが伝わっておらず、適切な避難行動をとれなかったことを踏まえ、高齢者等が避難を開始する段階であることを明確にするなどの理由から、避難情報の名称を変更したので留意されたい。

## 5. 災害即応態勢の確立

災害時は、職員の対応能力を大幅に上回る業務が発生するため、災害時において優先させる業務を絞り込み、その業務の優先順位を明確にし、役割分担を構築しておくこと。

雪崩、河川の氾濫及び土砂災害による被害が発生した場合には、被害規模に関する概括的情報などの被害情報を速やかに関係機関で共有し、都道府県及び

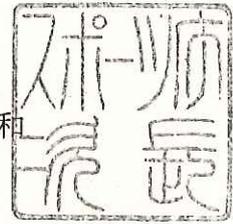
市町村は相互に連携するとともに、国及び関係団体等とも連携して対応すること。また、救援等の要請及びその実施を迅速に行うため、あらかじめ関係機関との間で連絡先の確認及び点検を行うとともに、迅速かつ確実な各組織内部での情報共有・伝達方法の徹底や意思決定経路のルール等を定め周知徹底するなど、事前に所要の手續や要件等を確認しておくこと。

以上

28ス庁第741号  
平成29年3月27日

各都道府県知事  
各都道府県教育委員会教育長  
各国立大学法人学長  
各公私立大学長 殿  
各公私立短期大学長  
各国立大学法人附属高等学校長  
各国公私立高等専門学校長  
公益財団法人全国高等学校体育連盟会長

スポーツ庁次長  
高橋 道 和



(印影印刷)

冬山登山の事故防止に関する緊急通知について（通知）

本日3月27日、栃木県那須温泉ファミリースキー場の付近で雪崩が発生し、栃木県高等学校体育連盟主催の春山安全登山講習会に参加していた栃木県内の高等学校の生徒及び教員が巻き込まれるという痛ましい事故が発生しました。

冬山登山は、自然現象の影響を受けやすく、しばしば悲惨な事故を招いており、事故防止について万全の措置が必要です。まだ積雪が残るこれからの時期は最新の気象状況を適切に把握し対応するなど、特に雪崩の発生に対する注意喚起をお願いします。

また、「冬山登山の事故防止について(通知)」(平成28年11月28日付け28ス庁第422号)で周知しているように、高校生及び高等専門学校生(1年生から3年生まで)以下については、原則として冬山登山は行わないよう改めて御指導願います。

なお、各都道府県知事におかれては、域内の市区町村及び所轄の私立高等学校に、各都道府県教育委員会教育長におかれては、域内の市区町村教育委員会、所轄の公立高等学校及び都道府県山岳団体に対して周知されるよう御配意願います。

さらに、各都道府県及び各都道府県教育委員会におかれては、登山活動に関連する部局・課に周知されるとともに、市区町村及び市区町村教育委員会に通知する際に、市区町村の関連各課にも周知が徹底するよう御配意願います。

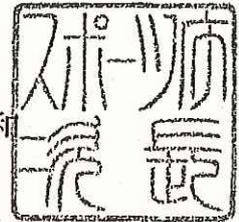
担当 健康スポーツ課  
電話 03-5253-4111 (内線3939)



28ス庁第422号  
平成28年11月28日

各都道府県知事  
各都道府県教育委員会教育長  
各国立大学法入学長  
各公私立大学長 殿  
各公私立短期大学長  
各国立大学法人附属高等学校長  
各公私立高等専門学校長  
公益財団法人全国高等学校体育連盟会長

スポーツ庁 次長  
高橋 道和



(印影印刷)

#### 冬山登山の事故防止について（通知）

登山事故の防止については、例年関係方面の御協力をいただいているところですが、冬山登山においては依然として多くの遭難事故が発生しています。

冬山登山は、自然現象の影響を受けやすく、しばしば悲惨な事故を招いており、事故防止について万全の措置が必要です。

また、火山には、噴気や火山ガスが発生している危険な場所があります。登山する山が火山の場合には、気象庁や各都道府県等が発表している最新の情報を入手し、十分に注意する必要があります。

つきましては、別紙「冬山登山の警告」を関係機関・団体及び関係者に周知の上密接な協力の下に、この趣旨を登山者に周知徹底され、事故防止に万全を期されるよう御配慮願います。

また、高校生及び高等専門学校生（1年生から3年生まで）以下については、原則として冬山登山は行わないよう御指導願います。

なお、各都道府県知事におかれては、域内の市区町村及び所轄の私立高等学校に、各都道府県教育委員会教育長におかれては、域内の市区町村教育委員会、所轄の公立高等学校及び都道府県山岳団体に対して周知されるよう御配慮願います。

さらに、各都道府県及び各都道府県教育委員会におかれては、登山活動に関連する部局・課に周知されるとともに、市区町村及び市区町村教育委員会に通知する際に、市区町村の関連各課にも周知が徹底するよう御配慮願います。

担当 健康スポーツ課  
電話 03-5253-4111（内線 3939）

(案)

府 政 防 第 4 2 1 号  
平成 29 年 3 月 29 日

各指定行政機関の防災担当部（課）長  
各指定公共機関の防災担当部（課）長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付  
参事官（普及啓発・連携担当）

### 融雪出水期における防災態勢の強化について（通知）

融雪出水期における雪崩等への警戒避難態勢の強化については、既に「融雪出水期における防災態勢の強化について」（平成 29 年 3 月 8 日付け中央防災会議会長（内閣総理大臣）通知）をもって、防災態勢の一層の強化をお願いしたところです。

今般、栃木県那須町において、登山研修中の高校生等が雪崩に巻き込まれ、8 名が亡くなり、40 名が負傷するなどの被害が発生しました。

関係機関におかれましては、先般発出した「融雪出水期における防災態勢の強化について」の通知の主旨を踏まえ、下記について特に徹底を図るとともに、貴管下関係機関に改めて周知し、万全を期していただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1. 気象等に関する情報の収集・伝達の徹底

なだれ注意報、融雪注意報等の気象に関する情報に注意を払い、現地における融雪の状況等の迅速な把握に努めるとともに、雪崩等の発生のおそれのある場合は、住民、地方公共団体、関係機関等に迅速に伝達し、注意喚起すること。

また、必要に応じて、インターネット（ホームページ、SNS等）等により提供された情報を活用し情報の伝達に当たっては、多様な情報伝達手段を組み合わせ活用し、住民等に早い段階から確実に伝達すること。

#### 2. 警戒避難態勢の強化

災害の発生のおそれのある地域における危険箇所、避難路、指定緊急避難場所等の住民への周知徹底について市町村に協力するなど、関係機関と緊密な連携による警戒避難態勢の強化を図ること。

#### 3. 危険箇所等の巡視・点検の実施の徹底

雪崩、河川の氾濫及び土砂災害の発生するおそれのある危険箇所等について

は、既に危険防止の措置を講じた箇所も含めて、地形の特性、降積雪の状況、雪質の変化、過去の災害事例等を勘案して、重点的に巡視・点検を実施すること。

#### 4. 災害即応態勢の確立

雪崩等による被害が発生した場合には、被害規模に関する概括的情報などの被害情報を速やかに関係機関で共有し、都道府県及び市町村は相互に連携するとともに、国及び関係団体等とも連携して対応すること。

また、救援等の要請及びその実施を迅速に行うため、あらかじめ関係機関との間で連絡先の確認及び点検を行うとともに、迅速かつ確実な各組織内部での情報共有・伝達方法の徹底や意思決定経路のルール等を定め周知徹底するなど、事前に所要の手續や要件等を確認しておくこと。

以上

<問い合わせ先>

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（普及啓発・連携担当）付

担当：山口、田村

電話：03-3502-6984

FAX：03-3581-7510

中 防 災 第 1 号  
平成 29 年 3 月 8 日

各指定行政機関の長  
各指定公共機関の代表 殿

中央防災会議会長  
(内閣総理大臣)  
安 倍 晋 三

## 融雪出水期における防災態勢の強化について

貴殿におかれては、日頃から各般の施策を通じて災害対策の推進に御尽力いただいているところである。

今冬の雪害に対する防災態勢の強化については、既に「降積雪期における防災態勢の強化等について」（平成 28 年 12 月 16 日付け中央防災会議会長（内閣総理大臣）通知）をもって除雪中の事故防止対策の徹底等についてお願いしたところであるが、引き続き、人命の保護を第一として、その徹底に一層努められたい。

さらに、今後、融雪出水期を迎え、気温上昇に伴う雪崩及び落雪の発生や、融雪に伴う出水による河川の氾濫及び土砂災害が発生することが懸念される。今冬は、積雪が平年を上回っている地域もあり、融雪による地すべりによって被害が発生するおそれがあること等を踏まえ、関係機関と緊密な連携の下、特に下記の点に留意して防災態勢の一層の強化を図られたい。

なお、貴管下関係機関に対する指導方よろしく願います。

### 記

#### 1. 気象等に関する情報の収集・伝達の徹底

なだれ注意報、融雪注意報等の気象に関する情報に注意を払い、現地における融雪の状況等の迅速な把握に努めること。気温上昇に伴う雪崩及び落雪の発生、融雪に伴う出水による河川の氾濫及び土砂災害の発生のおそれのある場合は、住民、地方公共団体、関係機関等に迅速に伝達し、注意喚起すること。

また、必要に応じて、インターネット（ホームページ、SNS等）等により提供された情報を活用すること。

情報の伝達に当たっては、地域の実情に応じ、防災行政無線、緊急速報メールを始め、マスメディアとの連携や、広報車、コミュニティFM、インターネット（ホームページ、SNS等）等の多様な情報伝達手段を組み合わせ活用し、住民等に早い段階から確実に伝達するとともに、雪崩や土砂災害などの災害時に孤立するおそれのある地域においては、当該地域の住民と双方向の情報

連絡手段の確保について留意すること。

## 2. 警戒避難態勢の強化

災害の発生のおそれのある地域における危険箇所、避難路、指定緊急避難場所等の住民への周知徹底について市町村に協力するなど、関係機関と緊密な連携による警戒避難態勢の強化を図ること。

また、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第61条の2の規定に基づき、市町村長は、必要であると認めるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事に対して、避難勧告等に関する事項について助言を求めることができること及び助言を求められた都道府県知事は、その所掌に関し必要な助言をすることを地方公共団体に対し周知すること。また、助言を求められた指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、その所掌事務に関し、必要な助言をすること。

## 3. 危険箇所等の巡視・点検の実施の徹底

雪崩、河川の氾濫及び土砂災害の発生するおそれのある危険箇所等については、既に危険防止の措置を講じた箇所も含めて、地形の特性、降積雪の状況、雪質の変化、過去の災害事例等を勘案して、重点的に巡視・点検を実施すること。

## 4. 要配慮者等への配慮

平常時より、高齢者等の要配慮者宅や要配慮者が利用する施設などの関連施設の状況を把握するため、市町村、消防機関、福祉関係機関等が連携して行う巡回等の取組を支援すること。特に、融雪出水期に備え、適切に情報の収集や提供を行い、必要に応じ、消防機関、自主防災組織、近隣居住者等との連携協力により、避難誘導を行う体制等の整備・点検及び避難の際の輸送手段等の確保を促すなど、警戒避難態勢の強化に努めること。

また、平成28年台風第10号による水害では高齢者施設において、避難準備情報の意味するところが伝わっておらず、適切な避難行動をとれなかったことを踏まえ、高齢者等が避難を開始する段階であることを明確にするなどの理由から、避難情報の名称を変更したので留意されたい。

## 5. 災害即応態勢の確立

災害時は、職員の対応能力を大幅に上回る業務が発生するため、災害時において優先させる業務を絞り込み、その業務の優先順位を明確にし、役割分担を構築しておくこと。

雪崩、河川の氾濫及び土砂災害による被害が発生した場合には、被害規模に関する概括的情報などの被害情報を速やかに関係機関で共有し、都道府県及び市町村は相互に連携するとともに、国及び関係団体等とも連携して対応すること。また、救援等の要請及びその実施を迅速に行うため、あらかじめ関係機関

との間で連絡先の確認及び点検を行うとともに、迅速かつ確実な各組織内部での情報共有・伝達方法の徹底や意思決定経路のルール等を定め周知徹底するなど、事前に所要の手續や要件等を確認しておくこと。

以上

# 平成29年3月27日栃木県那須町の雪崩について

※これは速報であり、数値等は今後も変わることがある。

平成29年3月29日  
8時30分現在  
内閣府

## 1 事故発生場所（消防庁情報）

栃木県那須郡那須町大字湯本字那須岳国有林内 那須温泉ファミリースキー場付近

## 2 事故発生日時（消防庁情報）

平成29年3月27日 8時30分（推定）

## 3 事故の発生状況（栃木県情報）

3月27日9時20分、那須温泉ファミリースキー場で雪崩が発生したとの110番通報（登山研修中の高校生等が雪崩に巻き込まれたもの）

## 4 気象状況（気象庁情報）

### ・気象概況

27日（月）は、低気圧が関東の南海上を発達しながら北東へ進み、さらに上空に寒気が流れ込んだため、栃木県の山地では大雪となった。

栃木県那須高原では、27日（月）1時から10時までの降雪量が34センチに達し、短い時間にまとまった降雪となった。

### ・3月27日8時30分現在での那須町への注意報発表状況

大雪、なだれ、着雪注意報（3月26日10時32分）

## 5 被害状況

### (1) 人的被害（消防庁情報：3月29日08:30現在）

死者 8名（男性教員1名、男子生徒7名）

重傷 2名

軽傷 38名

※高校関係の入山者は48名（生徒40名、教員8名）、他に入山しなかった高校関係者14名（うち生徒11名）

※行方不明者なし

## 6 政府の主な対応

### (1) 官邸の対応

3月27日 11:19 官房長官会見（～11:36）

11:50 情報連絡室設置

### (2) 関係省庁災害対策会議等の実施

3月29日 10:00 平成29年3月雪崩等に係る関係省庁災害対策会議（予定）

## 7 各省庁等の対応

### (1) 内閣府の対応

3月27日 10:15 内閣府情報連絡室設置

### (2) 警察庁の対応

・警察署員・県警機動隊が現場臨場

・県警ヘリが上空から状況確認

### (3) 消防庁の対応

3月27日 10時00分 応急対策室長を長とする消防庁災害対策室設置（第1次応急体制）

12時25分 国民保護・防災部長を長とする消防庁災害対策本部に改組（第2次応

急体制)

12時25分 消防庁職員2名を現地に派遣

【消防機関等の活動】

- ・雪中の要救助者の救助活動を実施。自力下山が出来ない入山者の下山支援及び負傷者の救護活動等を実施（3月27日）
- ・無人ヘリによる上空からの救助活動現場の確認を実施（3月28日）

ア 地元消防機関の活動

3月27日 9時22分 那須地区消防組合消防本部覚知

→18隊52名が出動

17時10分 栃木県消防防災航空隊が出動（負傷者の医療機関への搬送）

3月28日 9時00分 無人ヘリによる上空からの救助活動現場の確認を実施（2隊6名）

イ 県内消防応援等の活動

3月27日10時44分 県内消防応援を要請

→宇都宮市消防局、塩谷広域行政組合消防本部、南那須地区広域行政事務組合消防本部が出動（合計13隊54名）

11時20分 県内消防応援を追加要請

→日光市消防本部が出動（1隊3名）

11時36分 消防相互応援協定に基づく出動を要請

→福島県 白河地方広域市町村圏消防本部が出動（3隊8名）

ウ 緊急消防援助隊の活動

3月27日12時15分 消防庁から埼玉県に対し、情報収集活動を任務として、さいたま市消防局に配備している消防活動用偵察システム（無人ヘリ）の出動準備を依頼

12時25分 栃木県知事から消防庁長官に対し、緊急消防援助隊（上空からの情報収集活動）の出動要請

12時25分 消防庁長官から埼玉県知事に対し緊急消防援助隊（さいたま市消防局）の出動の求め

12時37分 緊急消防援助隊（さいたま市消防局）出動（3隊10名）

16時15分 緊急消防援助隊（さいたま市消防局）現場到着  
救助及び救護活動を実施

3月28日 9時00分 無人ヘリによる上空からの救助活動現場の確認を実施

→12時00分 緊急消防援助隊（さいたま市消防局）引揚決定

(4) 防 衛 省の対応

ア 災害派遣の概要

- (1) 要 請 日 時 平成29年3月27日（月）10時37分
- (2) 要 請 元 栃木県知事
- (3) 要 請 先 陸上自衛隊第12特科隊長（宇都宮）
- (4) 要 請 の 概 要 雪崩遭難者の人命救助
- (5) 発 生 場 所 栃木県那須郡那須町那須温泉ファミリースキー場
- (6) 撤収要請日時 平成29年3月27日（月）17時23分

イ 活動部隊 陸 自 第12特科隊（宇都宮）、第12ヘリコプター隊（北宇都宮）、第12偵察隊（相馬原）、第12化学防護隊（相馬原）、第48普通科連隊（相馬原）、第12高射特科中隊（相馬原）、東部方面後方支援隊（相馬原）、第2普通科連隊（高田）、第30普通科連隊（新発田）、第12後方支援隊（宇都宮）、東部方面ヘリコプター隊（立川）、自衛隊栃木地方協力本部

ウ 活動規模 人 員 約230名  
車 両 約55両

航空機 3機  
その他 LO人員6名、LO車両3両

## エ 主な対応状況

- 3月27日 10:22 第12特科隊のLO(人員4名、車両2両)が栃木県庁・那須町役場に向け駐屯地を出発。
- 10:30 栃木地方協力本部のLO(人員2名、車両1両)が那須町役場に向け出発。
- 10:37 栃木県知事から第12特科隊長に対して、雪崩遭難者の捜索に係る災害派遣要請。
- 11:08 第12特科隊のFAST-Force(人員4名、車両2両)が現地活動拠点に向け駐屯地を出発。
- 11:49 第12特科隊の捜索部隊(人員約130名、車両約30両)が現地活動拠点に向け駐屯地を出発。
- 11:50 第12ヘリコプター隊のUH-60×1機が航空偵察のため駐屯地を離陸。
- 13:00 第2普通科連隊の部隊(人員約25名、車両5両)が活動準備のため相馬原駐屯地に向け駐屯地を出発。
- 13:00 第12後方支援隊の部隊(人員2名、車両1両)が現地活動拠点に向け駐屯地を出発。
- 13:06 第12偵察隊及び第12化学防護隊の部隊(人員6名、車両2両)が現地活動拠点に向け駐屯地を出発。
- 13:15 第30普通科連隊の部隊(人員約40名、車両約5両)が現地活動拠点に向け駐屯地を出発。
- 13:32 東部方面ヘリコプター隊のUH-1×2機(映像伝送機)が情報収集のため駐屯地を離陸。
- 14:00 第48普通科連隊の部隊(人員約15名、車両約5両)が現地活動拠点に向け駐屯地を出発。
- 15:00 第12高射特科中隊の部隊(人員3名、車両1両)が現地活動拠点に向け駐屯地を出発。
- 15:10 東部方面後方支援隊の部隊(人員4名、車両2両)が現地活動拠点に向け駐屯地を出発。
- 17:23 撤収要請。  
※捜索救助活動終了に伴い撤収要請があったもの。

### (5) 厚生労働省の対応

- DMAT等の活動状況(3月29日08:00現在)
  - ・ 全てのDMATチームが活動を終了し撤収済み。

### (6) 文部科学省の対応

- ・ 3月27日付で冬山登山の事故防止に関する緊急通知を发出

## 6 地方自治体の対応等

- ・ 栃木県：3月27日 10時00分 栃木県災害警戒本部設置  
→3月28日 18時00分 廃止
- ・ 那須町：3月27日 9時50分 那須町災害対策本部設置  
→3月28日 16時50分 廃止